

湧別町不妊治療費助成事業についてのご案内

湧別町では、不妊治療をお考えのご夫婦の経済的負担を軽減するために、保険適用後の本人負担額の一部を助成しています。

また、回数・年齢条件により保険適用とならない治療や先進不妊治療に対しても助成の対象となります。

対象となる方

- 法律上の婚姻をしているご夫婦、または事実婚関係にある方
- 夫婦ともに湧別町に住所を有する方
- 不妊治療を受けなければ妊娠の見込みがない、または少ないと医師に診断された方

一般不妊治療における助成

【対象となる治療】 医師が必要と認めたタイミング法及び人工授精にかかる検査および治療

【助成内容】 医療保険（高額療養費を含む）の適用を受けた後の本人負担額。
4月1日から翌年3月31日の年度間につき上限額5万円
※所得・回数・年齢に制限なし。

【申請時期】 年度内（4月1日～翌年3月31日）の治療を終了した後すみやかに（3か月以内に）申請してください。

生殖補助医療における助成

【対象となる治療】 体外受精および顕微授精（男性不妊治療及び、厚生労働省が定める先進不妊治療を含む）

【助成内容】

① 治療費

医療保険（高額療養費を含む）の適用を受けた後の本人負担額。

1回の治療につき、上限額15万円。

男性不妊治療は上記の上限額に加えて、1回につき上限額15万円。

※所得・回数・年齢に制限なし。

② 交通費（先進不妊治療を受診した際にかかった交通費）

自宅から医療機関までの距離が片道 25 km を超える方を対象に、距離に応じ、交通費の一部を助成。

※ただし、治療開始日の妻の年齢が 40 歳未満の夫婦は 6 回まで、40 歳から 43 歳未満の夫婦は 3 回まで（1 子ごとに回数はリセットされます）を助成対象とします。

- 【申請時期】 1回の治療が終了するごとに、その治療が終了した日の属する年度内で、治療が終了した後すみやかに(3か月以内に)申請してください。
- 「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程をいいます。

申請の方法

まずは一度、保健師までお問い合わせください。
提出していただく書類をお渡しし、記入の方法などを保健師から説明させていただきます。

その他

- 不妊治療費助成事業に関する手続きや相談については、プライバシー保護のため、個別で行います。なお、希望があれば保健師がご自宅に訪問し、相談に応じることもできますのでご相談ください。
- 高額療養費制度により後日医療費の払戻しを受けた場合には、その額を差し引いた残りが助成対象となります。申請については、これら制度を利用した後に速やかに行ってください。
- 不妊治療の内容によっては、助成の対象外となる経費などもあります。



◇お問合せ先◇

湧別町役場 健康こども課 子育て相談グループ（保健師）
住 所 紋別郡湧別町栄町 112 番地の 1
電話番号 (01586) 5-3765

(令和6年4月改定版)